

大館市五色湖ロッジに関する条例（平成17年5月11日条例第115号）

最終改正:令和元年6月28日条例第17号

改正内容:令和元年6月28日条例第17号 [令和元年10月1日]

○大館市五色湖ロッジに関する条例

平成17年5月11日条例第115号

改正

平成17年9月28日条例第178号

平成26年3月31日条例第23号

平成30年3月29日条例第17号

令和元年6月28日条例第17号

大館市五色湖ロッジに関する条例

（設置）

第1条 豊かな自然と美しい清流を活用した山村振興を促進するとともに、体験学習の利用等に供するため、大館市五色湖ロッジ（以下「ロッジ」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 ロッジの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大館市五色湖ロッジ

位置 大館市岩瀬字大川目元渡28番地14

（使用の許可）

第3条 ロッジを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、個人や家族が休憩のためホール及び食堂を使用するときは、管理人に申し出て使用することができる。

2 市長は、前項の許可にロッジの管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ロッジの使用を許可しないものとする。

（1）公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

（2）施設及び設備等を損傷し、又は滅失させるおそれがあるとき。

（3）その他市長が使用を不適当と認めるとき。

（目的外使用等の禁止）

第5条 ロッジの使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）は許可を受けた目的外にロッジを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用料）

第6条 使用者は、使用方法の区分に従い、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、宿泊施設を利用する前に徴収する。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（1）市内の学校の児童、生徒又は学生が体験学習として使用するとき。

（2）市が主催し、又は経費の一部を負担して共催し、若しくは後援する行事に参加するために使用するとき。

（3）その他特別の理由があると認めるとき。

（使用料の還付）

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

（1）使用者の責めに帰さない理由によりロッジを使用することができなくなったとき。

（2）災害その他やむを得ない理由によりロッジを使用することができなくなったとき。

（3）その他市長が管理上使用を取り消したことによりロッジを使用することができなくなったとき。

（使用許可の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

（1）使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

（2）使用者が使用許可の条件に違反したとき。

（3）第4条の規定に該当する理由が発生したとき。

（原状回復の義務）

第10条 使用者は、使用者の責めに帰すべき理由により施設又は設備等をき損し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はこれに要した経費を賠償しなければならない。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年6月20日から施行する。

（編入に伴う経過措置）

2 この条例の施行の前日に、田代町五色湖ロッジ設置条例（平成8年田代町条例第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月28日条例第178号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に大館市五色湖ロッジの使用について許可を受けている者が、施行日前に、この条例による改正前の大館市五色湖ロッジに関する条例の規定による使用料を納付しているときの使用料の額は、この条例による改正後の大館市五色湖ロッジに関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月29日条例第17号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月28日条例第17号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例(第6条、第7条、第10条、第19条、第21条、第24条、第25条、第27条から第31条まで、第36条から第41条まで及び第43条の規定に限る。以下この項において同じ。)の規定による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき使用の許可を受けている者が、施行日前に、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定による使用料を納付しているときの使用料の額は、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

区分		使用料	
宿泊 (1人1泊につき)	1階宿泊室	一般(大学生以上)	3,300円
		高校生以下	2,200円
		児童又は生徒の研修	1,100円
	2階宿泊室	一般(大学生以上)	2,750円
		高校生以下	1,830円
		児童又は生徒の研修	910円
休憩(ホール又は食堂それぞれ1室につき)		550円	

備考

- 1 宿泊時間は、午後3時から翌日午前10時までとする。
 - 2 休憩時間は、午前10時から午後3時までとする。
 - 3 乳児の休憩及び宿泊は、無料とする。
 - 4 使用料には、寝具類等の洗濯代、光熱水費、消費税及び地方消費税を含むものとする。
 - 5 ペット同伴で宿泊する場合には、1匹につき1,100円を加算する。
-